

第34号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1)保険料率等の変更

①基礎賦課額					(単位:円・%)			
条文および区分			年度		令和3年度		令和4年度(案)	
第15条の4 第15条の8	保険料率		所得割	7.13/100		7.16/100		
			均等割	38,800		42,100		
	賦 課 割 合		所得割	均等割	所得割	均等割		
			61	39	60	40		
	保 険 料 賦 課 限 度 額			630,000		650,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	27,160		29,470			
		5割減額(2号)	19,400		21,050			
		2割減額(3号)	7,760		8,420			

②後期高齢者支援金等賦課額						(単位:円・%)	
年度			令和3年度		令和4年度(案)		
条文および区分							
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.41/100		<u>2.28/100</u>		
		均等割	13,200		13,200		
	賦 課 割 合	所得割	均等割	所得割	均等割		
		60	40	60	40		
	保 険 料 賦 課 限 度 額		190,000		<u>200,000</u>		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	9,240		9,240		
		5割減額(2号)	6,600		6,600		
		2割減額(3号)	2,640		2,640		

③介護納付金賦課額					(単位:円・%)			
条文および区分			年度		令和3年度		令和4年度(案)	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	2.59/100			2.44/100		
		均等割	17,000			16,600		
	賦 課 割 合		所得割	均等割	所得割	均等割		
			60	40	60	40		
	保 険 料 賦 課 限 度 額		170,000			170,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	11,900			11,620		
		5割減額(2号)	8,500			8,300		
		2割減額(3号)	3,400			3,320		

(2)民法の一部を改正する法律に伴う変更

①条例 第12条第1項(結核・精神医療給付金)

平成30年6月13日、民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下がるため、条例においても同様の改正を行う。

【現行】
① 20歳以上の被保険者
② 20歳未満の被保険者

➡

【現行】
① 18歳以上の被保険者
② 18歳未満の被保険者

(3)全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(以下「整備政令」という。)に伴う変更

①条例 第19条の4(未就学児の被保険者均等割額の減額)
整備政令が公布されたことに伴い、未就学児に係る保険料を減額し、その減額相当額を公費で負担する制度が新設された。これを受けて、区内の全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減する。なお、低所得者にあつては、世帯区分に応じて減額する額の5割を軽減する。

			基礎賦課額	後期支援金賦課額
令和4年度(案)	均等割	7割減額	<u>6,315</u>	<u>1,980</u>
		5割減額	<u>10,525</u>	<u>3,300</u>
		2割減額	<u>16,840</u>	<u>5,280</u>
		減額なし	<u>21,050</u>	<u>6,600</u>

②条例 第14条の3(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
条例 第15条の9(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

【現行】 「第19条の2」 ➡ 【現行】 「第19条の2および第19条の4」

③条例 第15条の8(基礎賦課限度額)
条例 第15条の16(後期高齢者支援金等賦課限度額)

【現行】 「第19条および第19条の2」 ➡ 【現行】 「第19条、第19条の2および第19条の4」

④条例 第19条(賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合)第1項および第2項

【現行】 「次条各号に定める額」 ➡ 【現行】 「次条各号もしくは第19条の4各号に定める額」

⑤条例 第19条の2(低所得者の保険料の減額)

【現行】 「(保険料の減額)」 ➡ 【現行】 「(低所得者の保険料の減額)」

⑥条例 第14条の3(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
条例 第15条の9(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

未就学児の被保険者均等割額の減額制度新設に伴い、国民健康保険法第72条の3の2第1項が加わったため、条例においても同様の改正を行う。

【現行】 「法第72条の3第1項」 ➡ 【現行】 「法第72条の3第1項および法第72条の3の2第1項」

⑦条例 第14条の3(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与されたことに伴い、国民健康保険法第81条の2第4項が加わったため、条例においても規定整備を行う。

【現行】 「法第81条の2第4項」 ➡ 【現行】 「法第81条の2第5項」
「法第81条の2第9項第2号」 「法第81条の2第10項第2号」

(4)施行期日

令和4年4月1日

(1) 国民健康保険制度の広域化(都道府県化)の概要

① 制度改正後の都・区の役割分担について

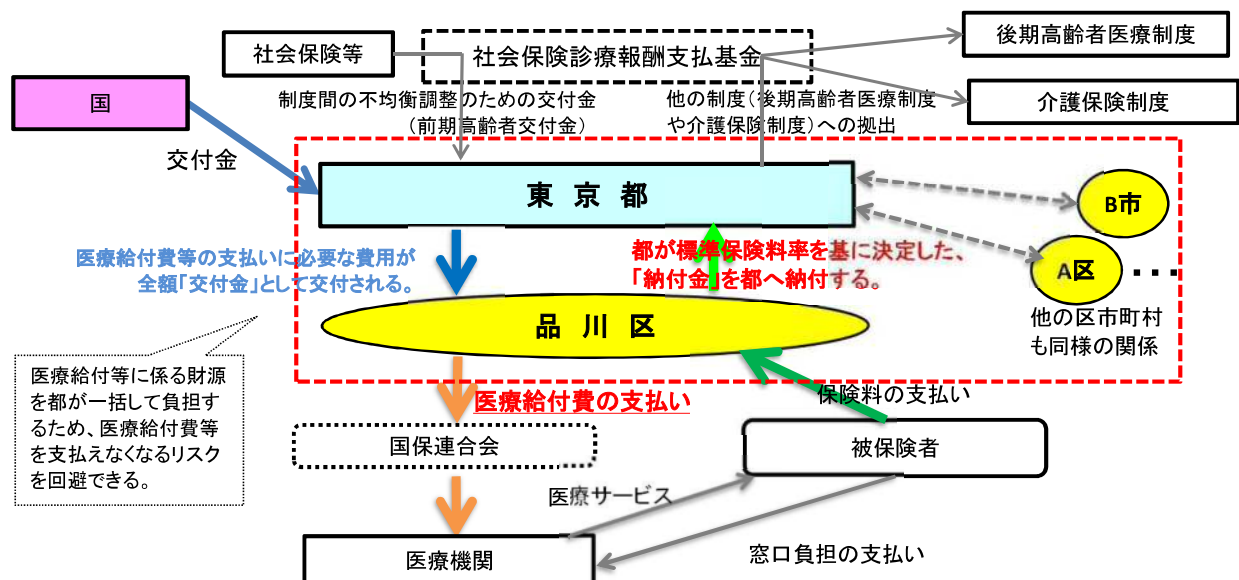
都の役割

- ① 財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- ② 国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。
- ③ 医療給付費に必要な費用は全額、都が区へ交付。
- ④ 都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料率を提示。

区の役割

- ① 都へ納付金(標準保険料率に基づく保険料徴収相当額)を納付する。
- ② 都が提示した保険料率を参考に区の保険料率を決定する。※
(※ただし、特別区は現在統一保険料方式をとっている。)

【広域化】都が財政の責任主体となり、区市町村とともに国保運営を担う。



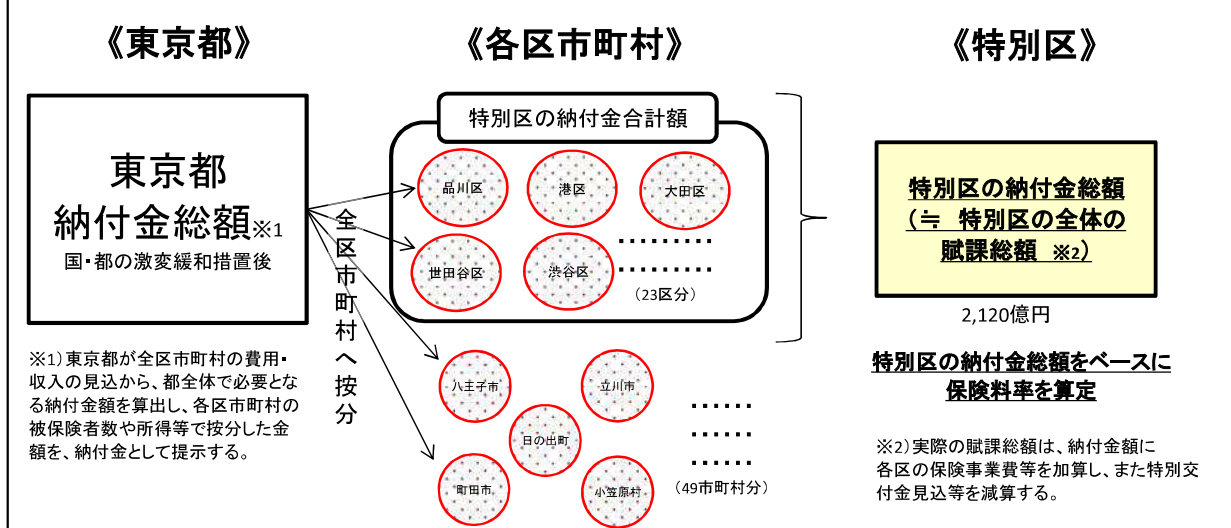
② 特別区における調整について

1. 将来的な方向性(都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減)に沿って、段階的に移行すべく23区統一で対応します。【統一保険料方式】
2. 平成30年度から特別区独自の激変緩和措置(保険料負担軽減策)として、本来の納付金総額に94%を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ負担軽減を図りました。(6年間で解消予定)
 但し、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大という特殊な社会情勢に鑑み、保険料を抑制しつつ財政規律を一定程度確保する観点から、本来の97%を賦課総額に算入するのではなく、令和2年度同様の96%を維持しました。
 一方、独自激変緩和措置期間については原則通り6年間で維持することとしたため、令和4年度は97.3%として保険料算定を行います。負担抑制の観点から、特に影響の大きい基礎分に対して追加で一般会計からの繰入金減算を活用することとし、基礎分は92.3%としました。

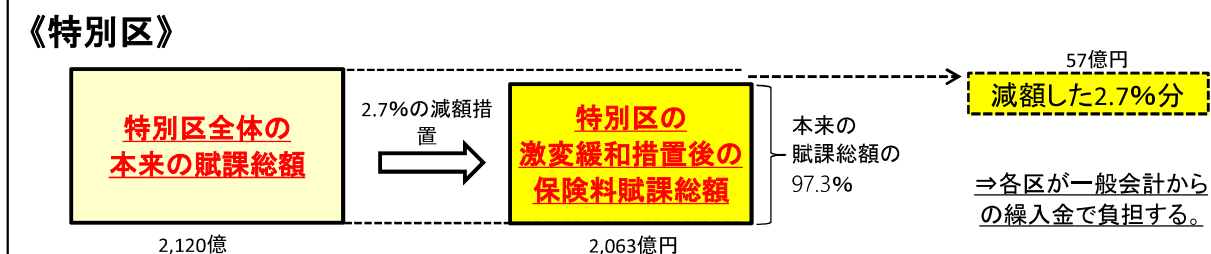
(2)《令和4年度保険料率の算定について》※特別区統一保険料による調整
令和4年度の保険料率も、特別区長会において決定した統一保険料方式を継承すること
なったため、品川区も特別区統一保険料方式に則り、保険料率を決定いたします。

【特別区統一保険料方式における算定方法】[金額は基礎分]

- ①東京都が算出した各区の納付金額を合算して、
特別区の納付金総額をベースに保険料額を算定します。



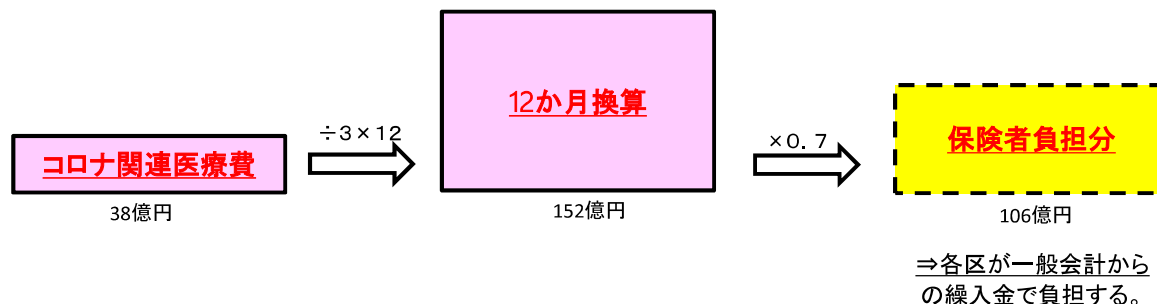
- ②特別区における激変緩和措置策(※3)として、
本来の賦課総額から2.7%を減じる措置を行います。



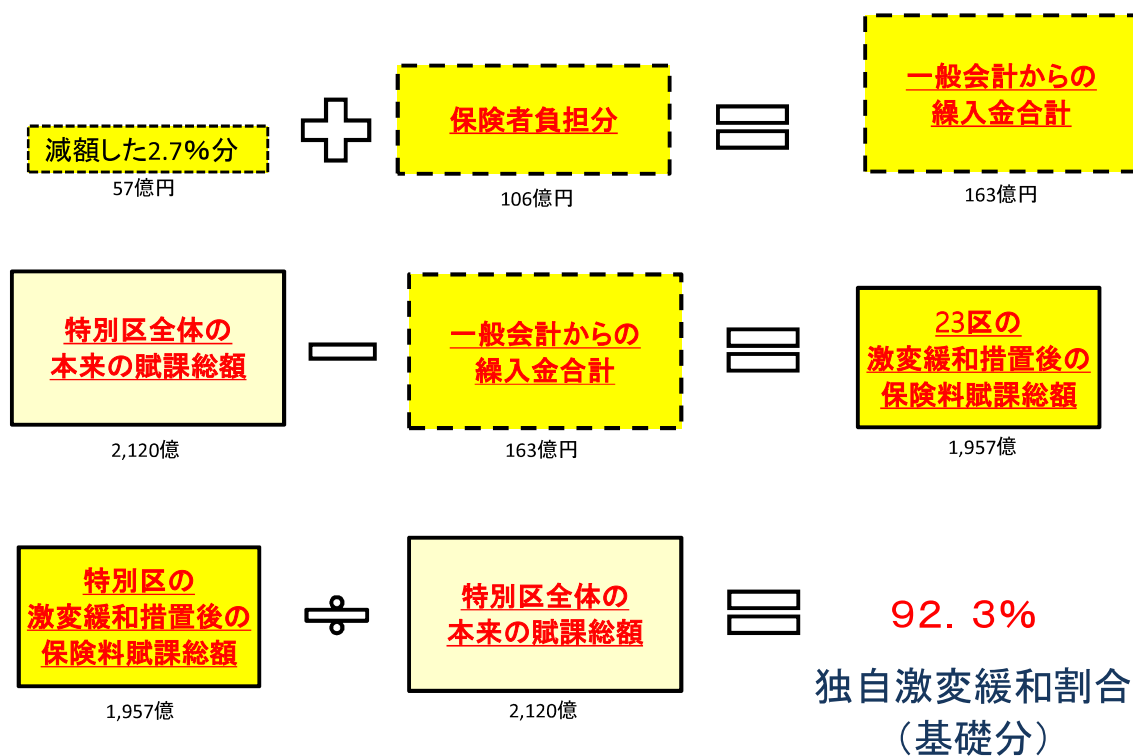
- ※3 賦課総額に一定の割合を乗じることで減算し、東京都が設定した激変緩和措置期間である6年間(平成30年度～令和5年度)をかけて、段階的に納付金総額に近づけていく措置。
令和4年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本来の98%ではなく97.3%に設定した。

③新型コロナウイルス感染症に係る医療費分(概算額^(※4))106億円を一般会計からの繰入金で負担し、基礎分^(※5)を減算する。

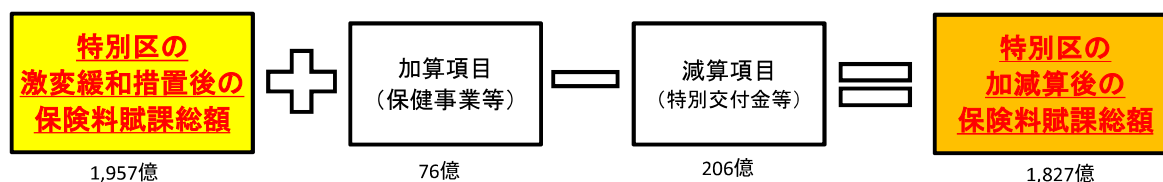
※4) 東京都の令和4年度医療費を推計する際に使用する数値が、令和3年3～5月分を1年分と換算したものであるため、特別区における新型コロナウイルス感染症に係る医療費額も同様に算定し、そのうちの保険負担分とする。
 ※5) 新型コロナウイルス感染症による医療費増は、基礎分の保険料に影響を与えている。後期支援分や介護分には影響がない。



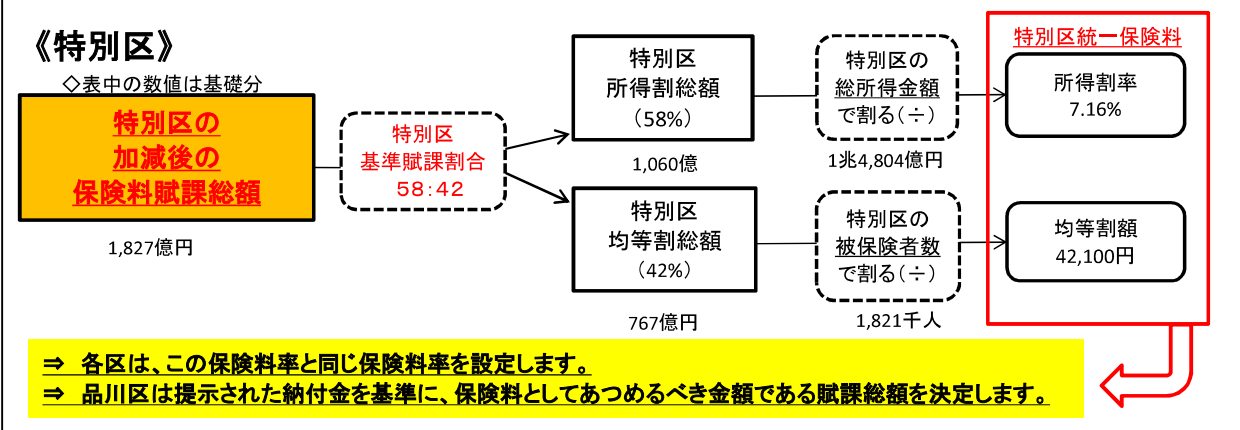
④独自激変緩和割合(基礎分)を決定する。



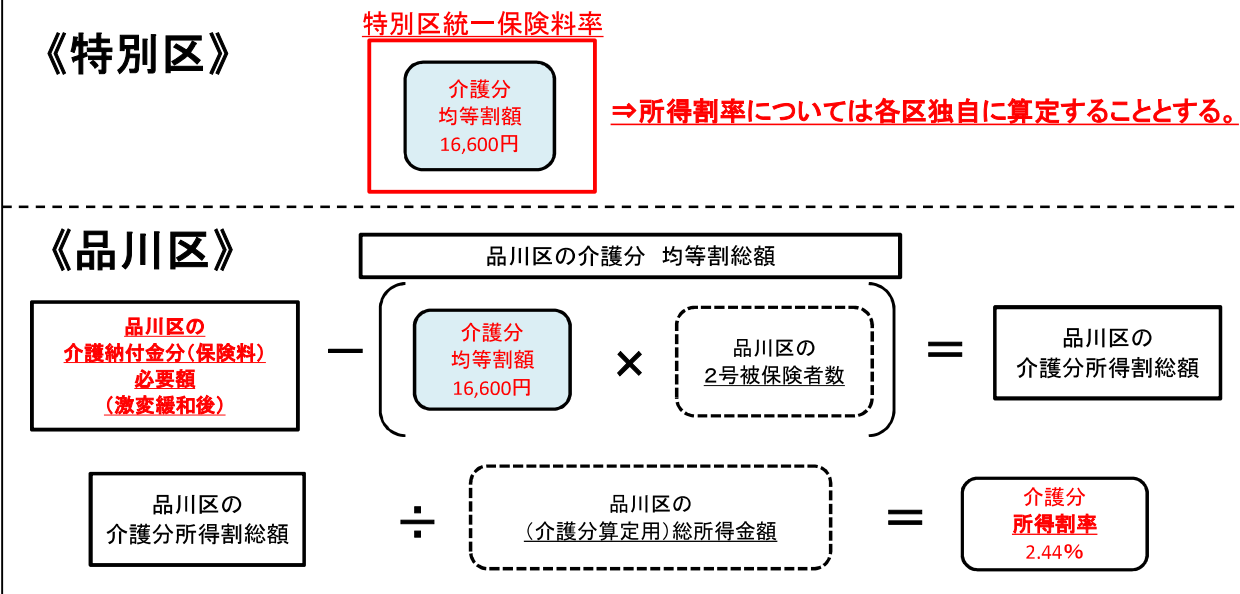
⑤保健事業や任意給付等は、各区市町村ごとに差があるため、納付金に含まれていません。このため、特別交付金など推計可能な公費支援を減算したり、保健事業費を加算したりするなど、調整をします。



⑥基礎分および後期高齢者支援金分については、激変緩和後の賦課総額から、特別区の基準賦課割合を用いて、保険料率を算定します。



⑦介護納付金分については、均等割額のみ特別区統一保険料率とすることとし、所得割率については各区独自で算出した率になります。



《令和4年度 保険料率の算定上の基礎数値について》

◆基礎分(医療分)

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
2,120億円	-130億円	1,990億円	1,060億円	14,804億円	7.16%
納付金総額 92.3%調整		賦課総額92.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
1,957億円		1,827億円	767億円	1,821千人	42,100円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆後期高齢者支援分

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率
626億円	-36億円	590億円	332億円	14,606億円	2.28%
納付金総額 97.3%調整		賦課総額97.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額
609億円		573億円	241億円	1,821千人	13,200円

⇒賦課割合を「58:42」に決定し、所得割総額・均等割総額を算出。

◆介護納付金分

納付金総額	加算減算 調整額	賦課総額100%	所得割総額	算定用所得総額	所得割率	品川区 所得割率(%)
293億円	-15億円	278億円	157億円	所得割率は各区算定⇒		2.44%
納付金総額 97.3%調整		賦課総額97.3%調整後	均等割総額	算定用被保険者数	均等割額	
285億円		270億円	113億円	683千人	16,600円	

⇒均等割額を「16,600円」にするために、賦課割合を「60:40」とする

(3) 賦課限度額について

◇ 賦課限度額の概要

○ 社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしています。

○ 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまいます。

○ 国保保険料の賦課限度額については、これまで被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げています。

◇ 令和4年度の改正について

○ 基礎分、後期高齢者支援分、介護分それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮し、基礎分を2万円、後期高齢者支援分を1万円引き上げます。(介護分は据え置き)

○ 医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるよう、限度額を「3万円」引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図ります。

● 賦課限度額の引き上げ

	基礎分	支援分	介護分	合計
引上げ前	63万円	19万円	17万円	99万円
引上げ後 (上げ幅)	65万円 (+2万円)	20万円 (+1万円)	17万円 (増減無)	102万円 (+3万円)

● 限度額該当世帯の割合(※1)

	基礎分	支援分	介護分	合計
R3年度	1.67%	1.87%	0.96%	1.52%
R4年度	1.76%	1.86%	1.05%	1.58%
R4年度 (引上げ無)	1.86%	2.05%	1.05%	1.68%

※1: 社会保障審議会医療保険部会においてR元年度国保実態調査に基づき、R4年度における状況を推計したもの。

● 賦課限度額引き上げに伴う保険料への影響について(※2)

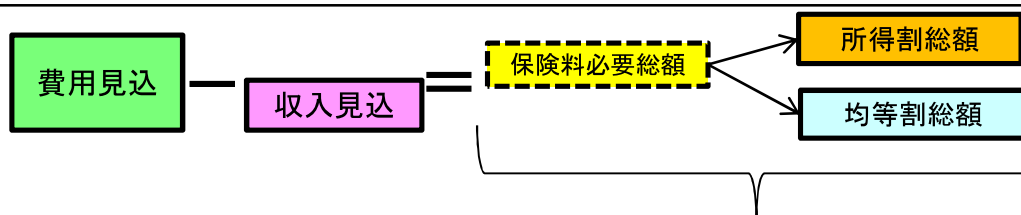
基礎＋支援	R3年度	R4年度 (据え置き)	R4年度 (改定)	影響(効果) (据え置き)	影響(効果) (改定)
年収400万円 (※3)	326,282円	333,581円	330,552円	+7,299円	+4,270円
限度額 該当世帯	820,000円	820,000円	850,000円	+1.022%	+1.013%

※2: 特別区長会事務局において、中間所得層と高所得層(賦課限度額到達世帯)について比較したもの。

※3: 給与所得者(65歳未満)2人世帯(世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし))

◇ 賦課限度額の引き上げと保険料負担について

賦課限度額の引き上げは、高所得者層の負担が増となる一方で、中・低所得者の保険料負担が減となりますが、被保険者全体で負担していただく保険料総額を増加させるものではありません。



保険料総額(所得割総額＋均等割総額)は費用見込と収入見込の差引で決定します。

⇒ 賦課限度額は保険料必要総額には影響しません。

(4) 令和4年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	3年度基準保険料		4年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	61:39	60:40	60:40	60:40	小計	60:40
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分
所得割率	9.54%	2.59%	7.16%	2.28%	9.44%	2.44%
均等割額	52,000	17,000	42,100	13,200	55,300	16,600
1人当たり保険料額	124,989	40,879	100,322	31,491	131,813	39,567
賦課限度額	820,000	170,000	650,000	200,000	850,000	170,000

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
4年度	保険料[b](医療+支援)	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	990	990	2,170	1,830	1,006	166	-684	-1,534	-2,414	-3,364
	対前年度比[b]/[a]	1.063	1.063	1.025	1.010	1.004	1.000	0.998	0.997	0.996	0.995
	均等割軽減対象	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
4年度	保険料[b](医療+支援)	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	-64
	対前年度比[b]/[a]	1.063	1.063	1.029	1.021	1.013	1.009	1.005	1.003	1.001	1.000
	均等割軽減対象	7	7	5	0	0	0	0	0	0	0

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
4年度	保険料[b](医療+支援)	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	990	1,630	2,410	1,710	970	170	-630	-1,470	-2,370	-3,320
	対前年度比[b]/[a]	1.063	1.058	1.018	1.008	1.004	1.000	0.999	0.997	0.996	0.995
	均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0
3年度保険料[c](医療+支援+介護)		20,700	36,926	176,957	261,867	351,629	448,669	545,709	647,601	756,771	853,548
4年度	保険料[d](医療+支援+介護)	21,570	38,326	177,632	260,792	348,704	443,744	538,784	638,576	745,496	850,228
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	870	1,400	675	-1,075	-2,925	-4,925	-6,925	-9,025	-11,275	-3,320
	対前年度比[d]/[c]	1.042	1.038	1.004	0.996	0.992	0.989	0.987	0.986	0.985	0.996
	均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
4年度	保険料[b](医療+支援)	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,980	3,280	4,390	5,010	4,270	3,470	2,670	1,830	930	-20
	対前年度比[b]/[a]	1.063	1.061	1.026	1.020	1.013	1.009	1.006	1.003	1.001	1.000
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0
3年度保険料[c](医療+支援+介護)		41,400	71,426	218,357	330,867	420,629	517,669	614,709	716,601	814,918	905,548
4年度	保険料[d](医療+支援+介護)	43,140	74,276	220,772	332,692	420,604	515,644	610,684	710,476	815,848	905,528
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	1,740	2,850	2,415	1,825	-25	-2,025	-4,025	-6,125	930	-20
	対前年度比[d]/[c]	1.042	1.040	1.011	1.006	1.000	0.996	0.993	0.991	1.001	1.000
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
4年度	保険料[b](医療+支援)	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-5,325	-8,895	-15,090	-19,340	-20,080	-20,880	-21,680	-22,520	-23,420	-15,228
	対前年度比[b]/[a]	0.886	0.889	0.928	0.937	0.947	0.954	0.959	0.963	0.966	0.980
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0
3年度保険料[c](医療+支援+介護)		57,000	97,426	259,957	382,867	472,629	569,669	666,709	768,601	866,918	948,406
4年度	保険料[d](医療+支援+介護)	51,435	88,101	242,892	360,342	448,254	543,294	638,334	738,126	843,498	933,178
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-5,565	-9,325	-17,065	-22,525	-24,375	-26,375	-28,375	-30,475	-23,420	-15,228
	対前年度比[d]/[c]	0.902	0.904	0.934	0.941	0.948	0.954	0.957	0.960	0.973	0.984
	均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
3年度基準保険料[a](医療+支援)		62,400	105,908	188,906	318,086	430,282	506,602	582,922	663,058	748,918	817,206
4年度	保険料[b](医療+支援)	49,770	84,838	166,966	282,816	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	790,828
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	-12,630	-21,070	-21,940	-35,270	-44,430	-45,230	-46,030	-46,870	-47,770	-26,378
	対前年度比[b]/[a]	0.798	0.801	0.884	0.889	0.897	0.911	0.921	0.929	0.936	0.968
	均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0
3年度保険料[c](医療+支援+介護)		72,600	123,426	228,957	386,467	524,629	621,669	718,709	820,601	918,918	987,206
4年度	保険料[d](医療+支援+介護)	59,730	101,926	205,282	348,172	475,904	570,944	665,984	765,776	871,148	960,828
	前年度保険料との比較 [d]-[c]	-12,870	-21,500	-23,675	-38,295	-48,725	-50,725	-52,725	-54,825	-47,770	-26,378
	対前年度比[d]/[c]	0.823	0.826	0.897	0.901	0.907	0.918	0.927	0.933	0.948	0.973
	均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0

（５）令和３年度 政令指定都市における国民健康保険料の状況

都 市	賦 課 限 度 額	賦課割合 (応能：応益)	保 険 料 率			
			応 能 割(基礎分＋支援分)		応 益 割	
			所得割	資産割	均等割	平等割
札幌市	82万円	50 : 50	11.77%		23,090円	41,360円
仙台市	82万円	50 : 50	10.26%		30,130円	30,970円
さいたま市	82万円	－	9.75%		38,600円	
千葉市	82万円	55 : 45	9.56%		25,920円	31,800円
横浜市	82万円	60 : 40	9.60%		44,860円	
川崎市	82万円	60 : 40	9.00%		46,523円	
相模原市	82万円	－	7.75%		34,000円	23,600円
新潟市	82万円	－	10.70%		24,900円	31,200円
静岡市	82万円	－	8.38%		34,700円	28,500円
浜松市	82万円	－	9.69%		38,800円	31,100円
名古屋市	82万円	50 : 50	9.52%		52,196円	
京都市	82万円	50 : 50	10.39%		33,230円	22,490円
大阪市	82万円	46 : 54	11.12%		33,915円	37,315円
堺市	82万円	48 : 52	10.69%		32,142円	36,984円
神戸市	82万円	45 : 55	12.11%		46,710円	32,240円
岡山市	82万円	50 : 50	10.45%		36,480円	27,840円
広島市	82万円	50 : 50	9.76%		32,555円	34,049円
北九州市	82万円	47 : 53	10.81%		28,820円	34,250円
福岡市	82万円	50 : 50	10.84%		30,166円	29,834円
熊本市	82万円	基礎 43.64 : 56.36 後期 44.65 : 55.35	10.61%		44,700円	32,600円
特別区	82万円	58 : 42	9.54%		52,000円	

(6) 国民健康保険料の保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

平成30年度				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度(案)		
特別区 賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
品川区 賦課割合 (所得割:均等割)		62:38		61:39		61:39		61:39		60:40		
		62:38	62:38	61:39	61:39	61:39	60:40	61:39	60:40	60:40	60:40	
（品川区統一基準と同じ）	所得割率		9.54%		9.49%		9.43%		9.54%		9.44%	
	基礎分	支援金分	7.32%	2.22%	7.25%	2.24%	7.14%	2.29%	7.13%	2.41%	7.16%	2.28%
	均等割額		51,000円		52,200円		52,800円		52,000円		55,300円	
	基礎分	支援金分	39,000円	12,000円	39,900円	12,300円	39,900円	12,900円	38,800円	13,200円	42,100円	13,200円
	賦課限度額		770,000円		800,000円		820,000円		820,000円		850,000円	
	基礎分	支援金分	580,000円	190,000円	610,000円	190,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	650,000円	200,000円
特別区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)			121,988円		125,174円		126,202円		124,989円		131,813円	
基礎分		支援金分	93,287円	28,701円	95,640円	29,534円	95,473円	30,729円	93,389円	31,600円	100,322円	31,491円
特別区 1人当たり保険料 前年度との差		金額	3,547円		3,186円		1,028円		-1,213円		6,824円	
		率	+2.99%		+2.61%		+0.82%		-0.96%		+5.46%	
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)			132,924円		132,308円		135,480円		132,290円		139,014円	
基礎分		支援金分	101,610円	31,314円	101,073円	31,235円	103,230円	32,250円	99,119円	33,171円	105,702円	33,312円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差		金額	6,712円		-616円		3,172円		-3,190円		6,724円	
		率	+5.32%		-0.46%		+2.40%		-2.41%		+5.08%	

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

【参考】

調整後 品川区 基礎賦課額	基礎分	
	7,481,649,774円	
	支援金分	
	2,261,520,849円	

【参考】

標準 品川区 保険料率	標準 所得割率		10.72%	
	基礎分	支援金分	8.28%	2.44%
	標準 均等割額		62,718円	
	基礎分	支援金分	48,808円	13,910円

【介護納付金分】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(案)	令和4年度(案)
特別区賦課割合 (所得割:均等割)		53:47	54:46	57:43	58:42	58:42
品川区賦課割合 (所得割:均等割)		53:47	52:48	58:42	60:40	60:40
保険料率等	品川区所得割率 (品川区独自)	1.51%	1.51%	1.99%	2.59%	2.44%
	品川区均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	15,600円	15,600円	17,000円	16,600円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		33,291円	32,393円	37,036円	42,796円	41,354円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	2,647円	-898円	4,643円	5,760円	-1,442円
	率	8.64%	-2.70%	14.33%	15.55%	-3.37%

【参考】

調整後基礎 品川区 賦課額	介護分
	1,048,704,489円

【参考】

標準保険料率 品川区	標準所得割率 介護分	2.45%
	介護分 標準均等割額	17,813円

(7)品川区国民健康保険 主な数値

※「しながわの国保 令和2年度実績」より

項 目		元年度	2年度
品川区	世帯(年度末)	227,393 世帯	228,558 世帯
	人口(年度末)	404,823 人	406,083 人
被保険者	被保険者数(年度末)		
	世帯	53,689 世帯	52,998 世帯
	加入率	23.61 %	23.19 %
	人員	72,713 人	71,218 人
	加入率	17.96 %	17.54 %
	【再掲】未就学児	1,754 人	1,597 人
	人員に対する割合	2.41 %	2.24 %
	被保険者数(年間平均)		
	世帯	54,247 世帯	53,593 世帯
	被保険者数	73,977 人	72,345 人
	外国人(年度末)		
	外国人登録者数	13,991 人	13,128 人
	被保険者数	4,881 人	4,303 人
	外国人登録者数に対する加入率	34.89 %	32.78 %
	全被保険者数に対する加入率	6.71 %	6.04 %
資格取得・喪失	資格取得		
	件数	16,742 件	15,916 件
	被保険者数	19,094 人	18,262 人
	喪失		
	件数	18,973 件	17,524 件
	被保険者数	21,766 人	19,757 人
保険給付	医療費(一般・退職)	26,672,432,325 円	25,049,979,906 円
	一人当たり医療費(一般・退職)	359,462 円	345,660 円
	高額療養費支給状況		
	金額(一般・退職)	2,664,300,789 円	2,582,820,170 円
	件数(一般・退職)	46,811 件	47,712 件
保険料	収納状況		
	収納率(現年分)	93.42 %	89.92 %
	収納率(滞納繰越分)	34.27 %	26.74 %
	減額・免除		
	免除	件数	30 件
		金額	1,452,750 円
	減額	件数	0 件
		金額	0 円
	政策減額措置状況(一般・退職)		
	7割減額	世帯数	16,843 世帯
		減額の額	475,731,690 円
	5割減額	世帯数	5,676 世帯
		減額の額	146,353,200 円
	2割減額	世帯数	4,663 世帯
		減額の額	50,513,400 円

品川区国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(結核・精神医療給付金) 第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の支給の申請のあつた月の属する年度（申請のあつた月が4月または5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。 (1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>18歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 (第2項から第6項省略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2 <u>および第19条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入	(結核・精神医療給付金) 第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の支給の申請のあつた月の属する年度（申請のあつた月が4月または5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）である場合に支給する。 (1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>20歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 (第2項から第6項省略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入

改正後	改正前
院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ 保健事業に要する費用の額 カ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支	院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ 保健事業に要する費用の額 カ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支

改正後	改正前
給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第74条の規定による補助金の額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額 エ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に	給に要する費用の額ならびに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法第74条の規定による補助金の額 イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額 エ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用に充てる部分ならびに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限

改正後	改正前
に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u> 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条、<u>第19条の2および第19条の4</u>において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2 <u>および第19条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用	る。)を除く。)の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の7.13</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u> 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 (基礎賦課限度額) 第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額および第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条 <u>および第19条の2</u>において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

改正後	改正前
(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項および第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.28</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除	(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額 (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他区の国民健康保険事業会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.41</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除

改正後	改正前
して得た額とする。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条、<u>第19条の2および第19条の4</u>において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の2.44</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,600円</u> 2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 （賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合） 第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条	して得た額とする。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額および第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第19条<u>および第19条の2</u>において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。 （介護納付金賦課額の保険料率） 第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の2.59</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万7,000円</u> 2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の60に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。 （賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があつた場合） 第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、もしくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合または一世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条

改正後	改正前
の10、第15条の13もしくは第16条の2の額または次条各号に定める額<u>もしくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。	の10、第15条の13もしくは第16条の2の額または次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、もしくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、もしくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日または一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。
2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10、第15条の13もしくは第16条の2の額または次条各号に定める額<u>もしくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。 <u>（低所得者の保険料の減額）</u>	2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10、第15条の13もしくは第16条の2の額または次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。 <u>（保険料の減額）</u>
第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規	第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規

改正後	改正前
定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の	定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の

改正後	改正前
世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万9,470円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき9,240円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,620円</u> (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合に	世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,160円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき9,240円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万1,900円</u> (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合に

改正後	改正前
は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万1,050円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,600円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u> (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,420円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,640円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,320円</u> <u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u> <u>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)</u>	は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,400円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,600円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,500円</u> (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,760円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,640円 ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,400円</u>

改正後	改正前
<u>がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額 次</u> <u>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額</u> <u>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円</u> <u>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円</u> <u>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円</u> <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円</u> <u>（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額</u> <u>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</u> <u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</u> <u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</u> <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</u> 付 則（令和4年3月 日条例第 号） 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 2 改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2および第19条の4の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。	